

木津川市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

木津川市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	4
3	計画の期間	5
4	「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	6
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	7

※ 本計画で使用する用語について

教育職員	校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務）
在校等時間	在校している時間（出退勤システムへの打刻から把握）に①を加え、②を引いたもの ① 校外において公務として研修や児童生徒の引率等に従事している時間 ② 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告）、休憩時間
時間外在校等時間	1日の在校等時間から、所定の勤務時間を除いた時間

Ⅰ 計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

子どもたちの学びと成長を支えるうえで最も重要なのは、日々教育活動に携わる教職員一人一人の在り方です。質の高い教育は、教職員の専門性、人間性、そして心身の健康によって支えられています。

一方で、社会の急激な変化に伴い、学校に求められる役割は拡大・高度化し、いじめや不登校への対応、多様な児童生徒への支援、ICT や生成 AI の活用など、教職員の業務は増加しています。

木津川市教育委員会では、これまでも勤務環境の改善に取り組んできましたが、時間外在校等時間が依然として多い状況を踏まえ、さらなる働き方改革が求められています。

働き方改革は単なる業務削減ではなく、教職員が教育の専門職としての役割に専念できる環境を整える取組です。あわせて、働きがいを高め、安心して力を発揮できる職場づくりも極めて重要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、教職員、学校、教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら、「働き方改革」と「働きがい改革」を一体的に推進するための指針として策定するものです。関係機関とも連携し、「教育における最大の環境は教師自身である」という理念の実現に向け、勤務環境の改善を進めていきます。

（２）本市の現状

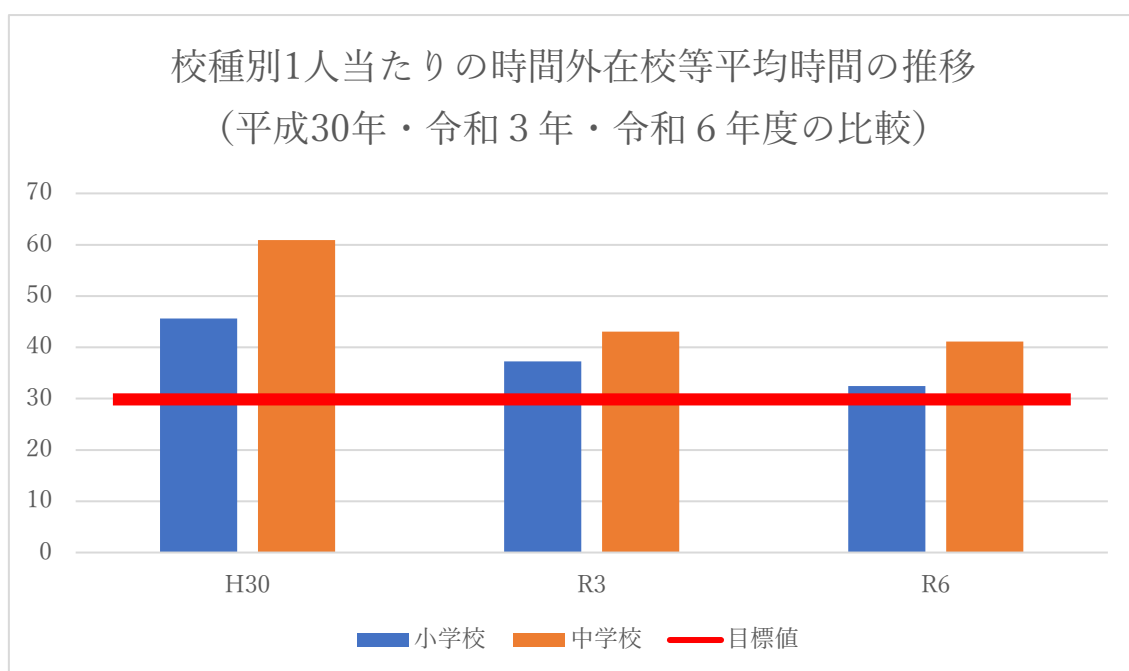
本市では、令和 2 年 10 月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「木津川市立学校に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

【業務負担軽減に向けた主な取組】

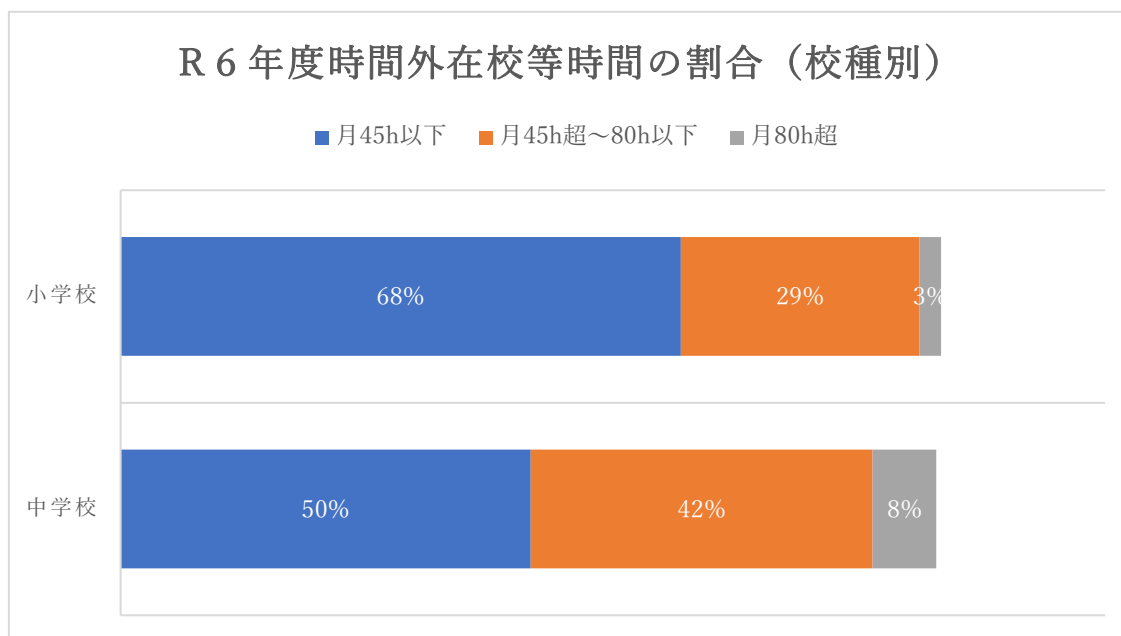
平成 30 年 7 月	「部活動指導方針」を策定し、休養日や活動時間の上限などを設定。
令和 2 年 3 月	「木津川市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定。
令和 2 年 10 月	「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、取組方針や段階的な目標を設定。
令和 3 年 2 月	共同学校事務室を高の原小学校内に設置し、市立全小中学校の事務職員での活動を開始。
令和 3 年～	学校運営体制の見直し

	(教育課程、打ち合わせや会議等の精選・見直し等) ICT を活用した校務効率化の取組 (校務支援システム・保護者連絡メール・自動採点システム等) スタッフの拡充による負担軽減 (各種支援員、SC、SSS、部活動指導員等) 勤務環境改善による負担軽減 (時間外音声応答電話、学校閉校日、部活動休養日等) 教職員への啓発 (勤務時間の見える化、ストレスチェック、ノー残業デー設定等)
令和 8 年 4 月	「木津川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」を一部改正し、学年始休業日を 4 月 1 日から 4 月 7 日までとした。

こうした取組の結果、本市における校種別 1 人当たりの時間外在校等時間の平均の推移は以下のとおりです。



小学校・中学校ともに、時間外在校等時間の平均は年々減ってきていると言えます。これは、学校現場における働き方改革に向けた取組の反映と評価できます。国の目標である 30 時間を目指し、引き続き時間外在校等時間の縮減に向けて、働き方改革の取組を進めて行く必要があります。



本市において、月当たり平均時間外在校等時間が80時間超の教職員の割合は、令和6年度小学校3%、中学校8%です。特に中学校においては部活動指導業務が大きな要因となっています。

【令和6年度 ストレスチェック集団分析結果（木津川市）】

	対象者数	受検者数	実施率	高ストレス判定者数	高ストレス者の割合
木津川市	531人	448人	84.4%	56人	12.5%

木津川市では、「心理的な仕事の負担（量）」と「心理的な仕事の負担（質）」でストレス度が高い（良好でない）結果でした。一方で、「職場環境によるストレス」と「上司からの支援」でストレス度が低い（良好な）結果となりました。

2 目 標

各教育職員の時間外在校等時間について、府の指針で定める上限時間（1カ月時間外在校等時間：45時間、1年間時間外在校等時間：360時間）の範囲内とするための数値目標を設定します。また、教育職員の心身の健康確保のため、以下の目標を設定します。

	目標	目標値（R11 年度）	現状値（R6 年度）
1	ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	10%	12.5%
2	時間外在校等時間が月当たり 80 時間を超える教員の割合	小 0 % 中 0 %	小 3 % 中 8 %
3	1 年間における 1 カ月の時間外在校等時間の平均時間	小 30 時間 中 30 時間	小 32.48 時間 中 41.13 時間

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

木津川市教育委員会は、教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、業務の見直しについて、優先的に対応するものから計画に反映させます。学校は、学校運営協議会等での議論を経て、地域、家庭、関係機関との連携・協働を促進します。

学校と家庭、地域の皆様と協力しながら取り組んでいきます。

学校と教師の業務の3分類

【Ⅰ 学校以外が担うべき業務】

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【Ⅱ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 6 調査・統計等への回答
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- 8 ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- 10 校舎の開錠・施錠
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- 12 校内清掃
- 13 部活動

【Ⅲ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- 14 給食の時間における対応
- 15 授業準備
- 16 学習評価や成績処理
- 17 学校行事の準備・運営
- 18 進路指導の準備
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

※文部科学省ホームページより抜粋

【Ⅰ 学校以外が担うべき業務】

【◎主体的に取り組む対象 ○取り組む対象】

Ⅰ－Ⅰ	登下校時の通学路における日常的な見 守り活動等	学校	市
		○	◎
取組内容	・学校運営協議会や地域学校協働本部等を通じ、地域・保護者の理解を得て、スクールガードリーダーの配置や学校安全ボランティア等による見守り活動を推進する。		

Ⅰ－２	放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応	学校	市
		○	◎
取組内容		・学校による自主的な見回りは原則行わないこととし、保護者又は地域が行っている見回り（青色防犯パトロール等）に委ねる。 ・児童生徒が補導された時の対応については、原則として保護者対応とする。	

Ⅰ－３	学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	学校	市
		○	◎
取組内容	・学校徴収金について、徴収業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。		

Ⅰ－４	地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	学校	市
		○	◎
取組内容	・地域と学校の橋渡し役となる地域学校協働活動推進員を委嘱し、地域学校協働活動推進員が中心となって連絡調整等を行うことができる体制づくりを図る。		

Ⅰ－５	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応	学校	市
		○	◎
取組内容	・過剰な苦情や不当な要求等に対しては、「木津川市行政サービスの利用者等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関する対応指針」に基づき、組織的に対応することとする。 ・法的な相談が必要になった場合は、本市の顧問弁護士に、管理職等から直接相談できる体制整備を進める。		

【Ⅱ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

2-1	調査・統計等への回答	学校	市
		◎	◎
取組内容	・調査等の縮減に努めるとともに、校務支援システム等を活用することにより、市から学校に発出される調査等の回答に係る事務負担を軽減する。		

2-2	学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	学校	市
		◎	◎
取組内容	・当該業務を学校において行う場合は、事務職員や ICT 支援員等が積極的に参画する体制づくりを図る。		

2-3	ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	学校	市
		○	◎
取組内容	・教育委員会と連携を図りながら、事務職員や民間事業者等が中心となっていく。		

2-4	学校プールや体育館等の施設・設備の日常的な保守・管理	学校	市
		○	◎
取組内容	・放課後や休日の学校体育館等の地域開放については、教育委員会が窓口となり、保守・管理は民間事業者等に委託する。 ・水泳指導における民間施設の利用と専門インストラクターによる指導を導入し、学校プールの管理業務の負担軽減を図る。		

2-5	部活動の地域展開	学校	市
		○	◎
取組内容	・令和 8 年度中に、木津川市地域クラブ活動検討委員会を設置し、地域クラブ活動実施計画を策定する。また、部活動指導員等の配置拡充を進めるとともに、令和 13 年度を目途に地域展開を促進していく。		

【Ⅲ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

3 - 1	授業準備、学習評価や成績処理	学校	市
		◎	◎
取組内容	・ 授業準備等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。 ・ 校務支援システムや自動採点システム等校務に ICT を活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。		

3 - 2	学校行事の準備・運営	学校	市
		◎	○
取組内容	・学校行事等に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、事務職員及び教員業務支援員との協働を促進する。		

3-3	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	学校	市
		◎	◎
取組内容	・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、まなび生活アドバイザー、医療的ケア看護師、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門家又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待されるときには、これらの人材と教育職員との協働を促進する。 ・市費によるスクールカウンセラーを配置し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。 ・不登校児童生徒への対応にあっては、「教育支援センター」や「校内サポートルーム」等の機能強化による効果的な支援を促進する。 ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議等を開催することにより、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。		

3－4	児童生徒の学びの充実への支援	学校	市
		○	◎
取組内容	・市費の ICT 支援員や図書館司書、補充学習に従事する学習支援員等を各校に配置し、児童生徒の学びの充実を支援する。		

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

4－１	授業時数の適正な設定	学校	市
		○	◎
取組内容	・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。		

4－２	日課表の工夫と見直し	学校	市
		○	◎
取組内容	・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。		

4－３	デジタル技術の活用	学校	市
		○	◎
取組内容	・保護者連絡システムの活用による児童生徒の欠席連絡や、学校からのお知らせ文書配布、アンケート集約機能等デジタル技術の活用により、校務を効率化する。		

4－４	留守番電話	学校	市
		○	◎
取組内容	・勤務時間外の音声応答電話を全校に設置する。 ・勤務時間外の電話の録音機能については設置を検討する。		

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

５－１	勤務環境の整備	学校	市
		◎	◎
取組内容	・ １か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を希望する者が受けられる体制を整備する。		

5－2	健康管理の実施	学校	市
		◎	◎
取組内容	・全教職員にストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。 ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。		

5－3	休暇取得の推進	学校	市
		◎	◎
取組内容	・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。 ・ 学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に一斉閉校期間の設定を行う。		

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、以下の取組を教育委員会が責任をもって推進します。

【現状の「見える化」と公表】

取組の着実な実行を図るため、市立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、木津川市のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。

【個別の支援の実施】

教育委員会において、各学校の状況を確認し、取組の好事例を各学校に紹介するとともに、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

【管理職への支援】

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

【連携・協働】

教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、市長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。

【地域・保護者への周知】

保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。